平成２３年（フ）第１１５７号
東京都町田市金森1709番地１第７都営金森１―503
債務者　藤田　　薫
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９３号
沖縄県沖縄市上地４丁目16番31号　宮城アパート２Ｆ、住民票上の住所沖縄県沖縄市泡瀬６丁目19番28号高江洲方
債務者　宮里　　貫
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２１０号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地15　北中城団地４棟202号
債務者　中村あゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０２８号
東京都江戸川区瑞江２丁目３番10―301号サティバ瑞江
債務者　冨田　　明
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４６号
東京都立川市上砂町４丁目45番地の47サンアヴェニュー201号
債務者　上原みどり
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７３号
東京都府中市天神町３丁目14番地の７第２白樺荘105
債務者　波多　右人
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７４号
東京都府中市天神町３丁目14番地の７第２白樺荘105
債務者　波多　正子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３００９号
埼玉県所沢市大字山口5026―３―44―３―501
債務者　平手さゆり（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０１８号
東京都昭島市朝日町１丁目５―20―101
債務者　富岡　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０１９号
東京都昭島市朝日町１丁目５―20―101
債務者　富岡　万里
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８号
石川県輪島市鳳至町上町60番地、従前の住所石川県金沢市田上２丁目78番地
債務者　山岸　正悟
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前11時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第３７号
島根県益田市赤城町５番12号いきいきＡＫＡＧＩ401号室、前住所島根県鹿足郡津和野町中座イ72番地
債務者　松田　志保
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第４５６号
静岡県浜松市南区小沢渡町1363番地　市営団地はぎ301号
債務者　丸山　幸世
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１３８号
東京都立川市西砂町６丁目39番地の６栄グリーンコーポ102号
債務者　有村　光行
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１６２号
東京都昭島市大神町３丁目14番13―203号
債務者　西尾　文子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部